

中村哲医師を追悼する会長声明

長年にわたり、アフガニスタンやパキスタンで人道支援活動に従事された中村哲医師が今年4日、現地で護衛者らとともに銃撃を受け、逝去されました。

中村医師は、戦争で荒廃したアフガニスタンやパキスタンにおいて、多くの現地住民、難民の医療救援活動に従事されたばかりか、病気の根本的解決を図るには農業振興が不可欠であるとの考えのもと、農業用水確保のために、土木工学を独学され、日本の伝統工法を取り入れて、井戸の掘削事業や、大規模なかんがい・水利事業に、自ら現地で重機を操り従事されました。まさに、日本の技術を現地で活かすことで、多くの命を救われたのです。

中村医師は、2008年及び2015年に、当会主催の憲法市民集会で講演をして下さいました。その際、こうした活動の紹介とともに、日本が憲法9条を持ち、問題解決に武力を使わないという信頼があったからこそ、日本人である自分が、紛争地である現地で、命の危険にさらされることなく活動できたのだと語って下さいました。

70歳を超えてなお、現地活動の継続・発展、そして継承に意欲を燃やされていたというご本人の無念さを思うとき、当会にとっても痛恨の極みであり、謹んで哀悼の意を表します。

また、突然の銃撃・殺害という卑劣な暴挙に対して、断固として抗議するものです。

中村医師が体現し続けられたのは、人々が欠乏に苦しむことなく生活できる社会を実現するという理念の具体化でした。まさに、欠乏からの自由が平和的生存権を実現するという、日本国憲法前文と9条の価値・理念を自らの行動で体現されたのです。それはまた、日本がもつ技術・知識を提供することで他国からの信頼を得るという、真の意味での国際貢献の実践活動でもありました。さらに、そうした活動の地道な継続によって、武力に頼ることなく、自国の防衛とともに国際社会の平和を実現するという、恒久平和主義の理念を具体化する実践活動であったというべきです。

当会は、活動場所や方法は違っても、中村医師の功績・理念を心にとどめ、それを生かし、実現するための活動に、今後とも全力を挙げて取り組んでいく所存です。

2019年（令和元年）12月18日

福岡県弁護士会

会長 山口 雅司